

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十六号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年九月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。